

坂監公表 4 第 2 号

職員措置請求(住民監査請求)に係る監査結果の公表(郵券
使用簿について)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 4 項
の規定により，職員措置請求(住民監査請求)に係る監査を行
ったので，監査結果を公表します。

令和 4 年 9 月 1 4 日

坂出市監査委員 稲田 茂樹

坂出市監査委員 斉藤 義明

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件措置請求は、令和4年7月19日に受け付けた。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する請求の要件を具備しているかどうか判断するに当たり、不明な点が存在したことから、請求人に対し、令和4年8月2日付けで補正依頼通知を送付し、同月10日に補正書が提出された。

3 請求の内容

請求人提出の坂出市職員措置請求書による請求の要旨、措置請求および請求書添付の事実証明書は次のとおりである。

（1）請求の要旨（原文抜粋 一部要約）

（ア）令和2年度の総務課の切手使用簿を精査すると、まず「総務課の切手使用簿」の文字及び数字が判読できません。「切手使用簿」については、「メモ」や「補助簿」という考えもありますが、坂出市では切手を使用するうえでの帳簿は、総務課の「切手使用簿」以外にないのです。切手の使用にいては、この帳簿により管理されているのですから重要な書類です。重要な帳簿である「切手使用簿」が、このような文字及び数字では正確な処理ができるはずがなく、市の公簿とは言い難いものです。資料として、判読し難い「総務課の切手使用簿」の抜粋を添付しますので、確認ください。

【資料2 読み取りにくい文字及び数字】

（イ）令和2年度の総務課の切手使用簿を精査すると、誤った処理が発見されました。誤った処理は、大きく分けて2つあります。

①まず数字が読み取れないことが挙げられますが、第一の誤りは資料の6月1

7日の記載には、「購入しようとする切手等」として370円×20と記載していますから、合計金額は7,400円になります。しかし使用簿には7,460円と記載されています。そして、繰越残高を示す「残」には40,335と記載されていますから、正しい7,400円で計算されたことになります。これは、繰越残額は正しい金額で処理されていますから「繰越残高」には影響していません。しかし、「計算ミス」と総務課は説明しますが、誤りは誤りです。このようなミスと称するものが8件発見されました。(資料を確認ください) 数字が紛らわしいので、正しい数字が何かという最初の段階で悩みますが、計算ミスと記載ミスとしての誤っている金額はいくらになるかわかりません。

【資料3 切手使用簿の計算ミス・記載ミスと説明するもの、ア〜ク】

②第二の誤りは、資料のケ〜シのように「種類」の欄の合計金額の計算が間違っており違っており、間違った金額が「払」に記載され、「残」も間違った金額で処理され、記載されているのです。例えば、11月6日には、「種類」の欄には84×11、10円×1、2円×2とあります。合計金額は、938円になります。しかし、切手使用簿の「払」の欄は、96円になっています。そして、「残」には前日の繰越残高45,617円から96円を引いた金額である45,521円が記載されています。正しい処理は、938円で処理しなければならないのに、96円を引いているのです。この差額842円はどこに消えたのでしょうか。

また、3月10日には、「種類」の欄は10円×6枚で、「払」の欄は66になっています。そして、「残」は、60円を引かなければならないところを66円を引いて算出しているのです。正しい「残」は、 $24,185 - 60 = 24,125$ にならなければなりませんが、 $24,119$ になっていますから、差額の6円はどこに消えたのでしょうか。

誤りの4件は「払」が多い場合と少ない場合がありますが、合計金額は866円になります。この866円はどこに消えたのでしょうか。(資料を確認ください)

【資料 4 切手使用簿の計算ミス・記載ミスと説明するもの、ケ〜シ】

総務課の切手使用簿に記載されている数字は、明らかに間違っています。

切手の使用に関する管理は、総務課の切手使用簿がすべてです。この使用簿以外に切手が適正に使用されたかどうかを表す帳簿はないのです。

これらの不明金を「ミス」として処理するのであれば、坂出市の金銭の処理は信用のおけるものではありません。

(ウ)総務課の切手使用簿と建設課の請求書を突き合せたところ、両者の間に回数の相違があることがわかりました。

建設課は 37 回の請求書を提出していますが、総務課の切手使用簿には渡した記録は 35 回しかありません。総務課の切手使用簿には渡した記載がないので、渡していないことになります。

総務課は、回数に相違があることについて、「総務課の使用簿には、同日の 2 通の請求に対し、まとめて記載しています」と回答しました。しかし、精査すると「建設課から同日に 2 通の請求をした日」は 4 回ありますが、「まとめて記載」しているのは、3 月 3 日の処理 1 回だけです。

【資料 5 総務課の切手使用簿による建設課の請求日と総務課の渡したとする日 1 日分 84 円の差】

①総務課は「まとめて記載している」との回答は「渡した」という説明であると思われませんが、「切手使用簿」からは建設課に渡した記録はなく、説明は嘘であると言えます。請求はあったけれども渡していない日は、前後の切手の金額や枚数等から、12 月 9 日の請求のものと推測できます。

②「まとめて記載し、まとめて渡している」として、3 月 3 日分を 2 回カウントしても、1 回分の 84 円は不明です。

渡したことを証明する書類が提示されないのですから、「渡した」と説明しても納得できるものではありません。渡したと言い張るのでしたら、証拠となる書類を提示ください。今まで提示を求めても、提示されませんでしたので、今更「ありました」として提示されることはないものと思います。

【資料5 黄色で表示】

(エ)総務課の切手使用簿を精査すると、建設課の請求書が提出される前日に、総務課が切手を渡していることが2回あります。建設課の請求書でいえば、4月7日と4月28日の2回請求していますが、総務課が渡したと記載している日は4月6日と4月27日であり、ともに前日の日付です。請求書が提出された段階で、必要とする切手の金額や枚数を把握することができるのですから、前日に渡すことはあり得ません。このような処理を記載ミスとして済ませるのでしょうか。

【資料5 赤抜きで表示】

(オ)総務課の切手使用簿と売店の切手代金の請求書を精査すると、受け渡しの回数が違ってきます。

売店からの請求書に記載された日は71回であり、総務課の切手使用簿に受け取ったことを記載している日は68回です。この3回の差は、売店の請求日から言うと、4月27日、1月25日、2月8日の3日です。金額は、それぞれ4,200円、1,000円、16,800円で、合計22,000円になります。

総務課は、「記載漏れ」と説明しますが、「漏れ」とは本来記載すべきものが記載されていないことですが、この22,000円はどこに消えたのでしょうか。

22,000円は売店から請求書には記載されており、総務課の決済を受け、出納局の審査を得て支出されています。しかし、総務課の切手使用簿には受け取った記載がないのです。どこに消えたのでしょうか。支払う側は金銭を支払ったのだが、受け取った側に記録がないのですから、誰かが横領したとも考えられます。このことは「記載漏れ」で説明できるものではありません。

(カ)「総務課の切手使用簿と売店からの請求書」を精査すると、「売店からの請求書」と総務課の切手使用簿の日付が違ってきます。

渡した側の売店からの請求日は10月15日ですが、受け取った側の総務課

の切手使用簿は１０月１４日になっています。総務課は、売店から渡されたとする前日に切手を受け取っていたことになります。しかし、総務課も出納局も、この処理を売店からの請求書にある１０月１５日で処理しているのです。総務課の切手使用簿にある１０月１４日の記載はどういうことでしょうか。こんな処理が通るのでしょうか。

【資料６ ７１回の売店からの請求書及び「支出負担行為兼支出命令書」】

【資料７ 売店からの毎月の請求とミスの回数及び２２,０００円の不明金】

【資料８ 売店からの毎月の請求日と受け取ったとする日付の相違 １０．１４と１０．１５】

【資料９ 「記入漏れ」と説明する３日分の総務課の切手使用簿と売店からの請求書及び「支出負担行為兼支出命令書 ３日分」】

(キ) 「ミス・誤り」を点検の中で発見できなかった総務課長および帳票作成者の責任問題(要約)

(ク) 「ミス・誤り」を監査する中で発見できなかった監査委員、監査委員事務局、議会の決算委員会に対する責任についての指摘および監査委員および監査委員事務局に対する措置請求(要約)

以上が請求の対象となる行為についての抜粋である。

なお、(キ)および(ク)については、その記載内容が法第２４２条第１項に規定する一定の財務会計上の行為または怠る事実には該当しないため、要約に代え監査対象事項から除外する。

(２)求める措置(原文抜粋 一部要約)

(ア)当該行為を事前に防止し、または事後に是正するために必要な措置

①～⑨市職員の対応と責任問題(要約)

(イ)事後に是正するための必要な措置

①「坂出市文書管理規程」に「必要な帳票」として定められている帳票の作成の提案(要約)

②後納郵便に関する帳票の作成の提案(要約)

③間違えてはいけない総務課の帳簿の処理も、パソコンの集計ソフトを使えば間違いは少なくなると思われますから、職員課の説明のようにパソコンで処理するように改めていただきたい。

④煩雑になるかもしれませんが、これ程多くのミスをするのですから、庁内での受け渡しでも、受領書や領収書を作成して行うこと。

(ウ)当該怠る事実を改めるために必要な措置

①市職員の責任の所在および処分の要求(要約)

②次に大切なことは、ミスを減らすための方策です。様々な方法が考えられますが、まずはチェック機能の充実です。

③職員研修の実施の提案(要約)

④公務員である市の職員は、常に適正な処理ができていることを裏付けるためにも、帳票を作成しておくべきです。帳票を適正に作成することによって、適正な業務が行われていることが証明されるのです。全課の切手使用簿の作成を求めます。誰に、いつ説明を求められても、適正な処理がなされていると答えられるように、証明できる帳票を作成していただきたいものです。

また、使用簿には年度末にいくらの枚数の切手と金額が残り、いくら繰り越したかが記載された切手使用簿を各課に作成していただきたい。

⑤これまでの市の姿勢(要約)

カ 当該行為又は怠る事実によって、市がこうむった被害を補填するために必要な措置

通信運搬費の支出は総務課が管理理しています。管理の大元である総務課の切手使用簿に誤りが発見されたのですから、総務課は通信運搬費の管理や処理ができていないことになります。

そして、総務課の切手使用簿の誤りによって、売店や出納局まで含めた処理に誤りが発生しているのです。補填するための措置としては、「計算ミス、記載ミス、記載漏れ」と説明しますが、明らかに使途不明金です。「記載漏れ」と

言う説明では、使途不明金はどのように処理されたのかわかりません。記載しなければならないことを、記載していないのですから、22,866円はどこに消えたのでしょうか。誰かが横領したとも受け取れます。横領が行われたとすれば大きな問題です。総務課の切手使用簿と関係する書類からは、22,866円は消えた金額と言ってよいものです。そして、使途不明金と思われる金額の処理を確認していただきたい。

・ 監査のやり直しの提案(要約)

以上が求める措置の抜粋である。

なお、(ア)、(イ)①、(イ)②、(ウ)①、(ウ)③、(ウ)⑤、カの一部については、その記載内容が法第242条第1項に規定する本件請求に係る必要な措置に該当しないため、要約に代え措置事項から除外する。

4 請求の要件審査および受理

本件措置請求については、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和4年8月10日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、坂出市(以下「市」という。)総務部総務課の職員が令和2年度の総務課の切手使用簿(以下「帳簿」という。)への切手(以下「郵券」という。)の受け払いを記載する際に、記載誤り、記載漏れ、計算ミスにより使途不明金が発生している可能性があるとする事項である。

なお、それ以外の請求事項については、法第242条第1項に規定する一定の財務会計上の行為および怠る事実該当しないと判断し、監査対象事項から除外する。

2 監査対象機関

本件監査対象機関は、総務部総務課である。

3 請求人の陳述および証拠の提出

(1) 請求人の陳述等

請求人に対し、法第242条第7項の規定に基づき、令和4年8月10日に措置請求に係る証拠の提出および陳述の機会を設ける旨通知し、令和4年8月17日に聴聞を行った。

なお、請求人から新たな補足説明はなかった。

(2) 請求人の陳述の要旨

ア 帳簿は坂出市にとって唯一の帳簿であるにも関わらず、読み取れない数字の記載や計算ミス等、記載内容に誤りがあるのは総務課長および総務課担当係長の責任である。

イ 帳簿を精査すると、建設課が総務課へ請求した件数と総務課の帳簿上では総務課が建設課へ払い出した件数が一致していないこと、さらには、建設課が総務課へ郵券を請求する前に、総務課が郵券を建設課に払い出していること等、このような事務処理が許されるものなのか、また、単なる記載誤りとして済ませるのは理解に苦しむものである。

関係書類の提出等、証拠となるものを提示してほしい。

ウ 総務課の帳簿と売店の郵券代金の請求書を精査すると、受け払い回数や枚数、日付が異なっているにも関わらず、出納局は郵券代金の支出を認めているのは問題である。

(3) 請求人が提出した新たな証拠

請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象機関の弁明等

総務課長、総務課担当係長に対して、法第199条第8項の規定に基づき、本

件に係る関係書類の提出を求めるとともに、令和４年８月２３日に弁明の機会を設けるため事情聴取を行い精査した。

５ 現地調査の概要

代表監査委員および議選監査委員は、令和４年８月５日に監査対象機関である総務課へ赴き、郵券の管理方法等について関係職員への聴取を行い、および帳簿等の関係書類を確認した。

その際、令和３年度定期監査において総務課に対し指摘した金券等の管理に関する事務処理状況についても、総務課から詳細な説明を受けた。

第３ 監査の結果

本件請求については、監査委員全員の合議により、次のように決定した。

本件請求は、請求人の主張には理由がないものとして、これを棄却する。

以下、その理由を述べる。

１ 監査により認められた事実

本件事実関係については、関係証拠書類の調査および監査対象部局への調査等を実施し、次の事項を確認した。

(１)総務課の郵券に関する帳簿の管理および運用について

ア 本市の小中学校、幼稚園、こども園、保育所、病院を除く部局において、返信用切手(郵券)等が必要な時に、総務課への請求書により請求し、総務課担当職員が帳簿に記載のうえ、郵券を払い出している。

イ 帳簿については、総務課において郵券を一括集中管理している台帳である。

ウ 返信・送付されてきた郵便物の郵便代金に不足が生じた場合は、総務課が保管している郵券で支払っている。

エ 郵券については、総務課担当職員の判断により在庫状況等を勘案しながら、市役所内の売店で売店備え付けの書類にサインし購入している。

オ 郵券購入分の支払いは、売店から総務課に対し、月末締めでサイン済の書類

に基づいて発行される請求書によって行われている。

(2) 帳簿の記載誤り，記載漏れ，計算ミスについて

総務課担当職員は、帳簿の記載誤り，記載漏れ，計算ミスの事実については、修正すべきであるものと認識している。

(3) 令和2年度末時点での帳簿上の記載内容と郵券在庫数の確認および修正について

ア 令和2年度末時点での帳簿上の金額は18,689円で、一方の現物の郵券の金額は、41,766円となっており、23,077円の誤差が生じていた。

その原因は、請求人が主張する売店からの郵券購入分の記載誤り，記載漏れ，計算ミスによるものであることを確認した。

イ 帳簿上の記載誤り，記載漏れ，計算ミスについては、各課からの郵便切手・官製葉書等請求書および売店からの請求書に基づき、訂正および再掲されていた。

ウ その結果、令和2年度から令和3年度への正しい繰越額は、41,766円であった。

(4) 令和3年11月末時点での帳簿上の記載内容と郵券在庫数の再点検

総務課において令和3年11月末時点での帳簿上の郵券枚数・金額と現物の郵券の在庫数を再点検したところ、23,077円の誤差を生じており、令和2年度末時点での誤差と一致したことから、帳簿の修正を行った結果、誤差が解消し帳簿上の残高と郵券の在庫数が一致することを総務課長および総務課担当係長で確認している。

(5) 帳簿管理方法の見直し

令和3年12月1日より、総務課において帳簿管理をパソコン入力による自動計算方式に切り替え、記載誤り，記載漏れ，計算ミスの発生防止に努め、厳格な管理を行っている。

(6) 郵券在庫管理の確認

毎月末時に、帳簿上の郵券残高と郵券の在庫数に誤りが無いことを総務課長

および担当係長双方で確認し、総務課長が確認印を押印している。

(7) 郵券等の取扱い方法の周知

令和4年3月28日付けで、郵券管理を所管する総務課より、全部局に向けて郵券等の請求方法の変更ならびに郵券受払簿の様式の統一化を令和4年4月1日から運用する旨、周知している。

なお、統一化した様式については様式1および様式2のとおりである。

様式 1

年 月 日

総務課長 殿

所属課

課長

※課長印は、個人印を押印のこと。

(担当)

郵便切手・官製葉書等請求書

品 名	単 価	数 量	送り先または 必要とする理由
切手			

※受領確認欄

受領（請求課担当）	処理（総務課職員）

様式 2

切手使用簿（ 月分）			年 月 末繰越										円		
月 日		用途・送付先 例：返信用（●●市役所●●課）	担当者	種 類								受	払	残	
				1円	2円	10円	63円	84円	120円	140円	LP370				LP520
		月 日 時点													
		年 月 末時点													

課長確認

2 監査委員の判断

以上の事実関係及び監査対象機関からの説明に基づき、本件請求について下記のとおり判断する。

(1) 本件帳簿への記載誤り、記載漏れ、計算ミス等の発生原因と担当職員の過失の程度の違法性・不当性について

帳簿への誤記載等の原因は、「監査により認められた事実」の中で詳述したとおり、総務課担当職員が本件帳簿に郵券の受払いを記入する際、記載誤り、記載漏れ、計算ミスが生じたことによる。

その結果、保管している郵券在庫数と帳簿の内容に一時的に誤差が生じたことは遺憾ではあるが、記載誤り、記載漏れ、計算ミスを修正した結果、帳簿上の残数と現物の残数が一致したことから、結果として市に対し全く損害は与えていない。

法第242条第1項によれば、そもそも住民監査請求(職員措置請求)においてその対象となる「財務会計上の行為または怠る事実」とは違法または不当なものに限られ、そうした行為や事実があるときに、監査委員に対しその防止や是正などの必要な措置を講じるよう監査を請求するものである。

即ち、本件請求は、物品である郵券(切手)の受け払い時における帳簿(切手使用簿)の整理等の運用が適切に行われていなかったことに起因するものであり、その不備を招来したのは当該運用について十分な注意義務があったにもかかわらず、日々の確認を怠ったことから、帳簿上の残数と郵券の在庫数の整合性が一時的に失われたものである。

しかしながら、総務課担当職員およびそれらの業務を統括する総務課長の過失については、違法または不当に値するものとは言えない。

(2) 使途不明金の確認および必要な措置について

監査により認められた事実のうち、(3)および(4)で、訂正後の帳簿上の残数と郵券の在庫数の誤差は解消されており、誤差の原因が帳簿へ

の記載誤り，記載漏れ，計算ミスが起因しているのは明らかで，請求人が主張する使途不明金はそもそも存在しないことから，市が被った損害を補填するために必要な措置は存在しないものと判断する。

第 4 意 見

監査を行う中で，今後の事務執行において留意すべきと思われる点について，次のように意見を付す。

本件は，郵券の管理において，照合等の確認が適正に行われないまま放置されたことで浮き彫りとなった事案である。

郵券は，あくまで金券であることから，市はその重要性に鑑み，帳票の正確性や在庫管理の徹底に努めること。